

代表者 殿

国 土 交 通 大 臣

中 小 企 業 庁 長 官

下請取引等実態調査について

このたび、建設業における下請取引等の適正化を図るため、国土交通省及び中小企業庁において、建設業者の下請取引等について調査を実施することになりました。

本調査は、建設業法（昭和24年法律第100号）第31条第1項及び第42条の2第1項の規定に基づき、国土交通大臣及び中小企業庁長官が実施するものであり、報告をしない又は虚偽の報告をした場合には、建設業法に違反することとなりますので、別添調査票に漏れなく記入の上、下記により報告して下さい。

記

- 調査内容 別添調査票のとおり
(調査票は国土交通省のホームページにも掲載していますので、紛失した場合には印刷してご利用下さい)
- 報告期限 令和5年9月8日(金) (必着)
- 報告先 国土交通省不動産・建設経済局建設業課
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
(同封の返信用封筒を使用して報告して下さい)
- 問合せ先 裏面に記載

①国土交通大臣許可業者にあつては、国土交通省（地方整備局）主務課

北海道開発局	事業振興部 建設産業課	011(709)2311	中国地方整備局	建設部 計画・建設産業課	082(221)9231
東北地方整備局	建設部 建設産業課	022(225)2171	四国地方整備局	建設部 計画・建設産業課	087(851)8061
関東地方整備局	建設部 建設産業第一課	048(601)3151	九州地方整備局	建設部 建設産業課	092(471)6331
北陸地方整備局	建設部 計画・建設産業課	025(280)8880	沖縄総合事務局	開発建設部 建設産業・地方整備課	098(866)0031
中部地方整備局	建設部 建設産業課	052(953)8572	国土交通本省	不動産・建設経済局建設産業課	03(5253)8111
近畿地方整備局	建設部 建設産業第一課	06(6942)1141			

②知事許可業者にあつては、下記の都道府県主務課

北海道	建設部建設政策局建設管理課	011(204)5587	滋賀県	土木交通部監理課	077(528)4114
青森県	県土整備部監理課	017(734)9640	京都府	建設交通部指導検査課	075(414)5223
岩手県	県土整備部建設技術振興課	019(629)5954	大阪府	都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課	06(6210)9736
宮城県	土木部事業管理課	022(211)3116	兵庫県	県土整備部県土企画局総務課建設業室	078(341)7711
秋田県	建設部建設政策課	018(860)2425	奈良県	県土マネジメント部建設業・契約管理課	0742(27)5429
山形県	県土整備部建設企画課	023(630)2658	和歌山県	県土整備部県土整備政策局技術調査課	073(441)3064
福島県	土木部技術管理課建設産業室	024(521)7452	鳥取県	県土整備部県土総務課建設業・入札制度室	0857(26)7347
茨城県	土木部監理課	029(301)4334	島根県	土木部土木総務課建設産業対策室	0852(22)5185
栃木県	県土整備部監理課	028(623)2390	岡山県	土木部監理課	086(226)7463
群馬県	県土整備部建設企画課	027(226)3520	広島県	土木建築局建設産業課	082(513)3822
埼玉県	県土整備部建設管理課	048(830)5171	山口県	土木建築部監理課	083(933)3629
千葉県	県土整備部建設・不動産業課建設業班	043(223)3108	徳島県	県土整備部建設管理課	088(621)2624
東京都	都市整備局市街地建築部建設業課	03(5321)1111	香川県	土木部土木監理課契約・建設業グループ	087(832)3507
神奈川県	県土整備局事業管理部建設業課	045(312)1121	愛媛県	土木部土木管理局土木管理課	089(912)2643
新潟県	土木部監理課建設業室	025(280)5386	高知県	土木部土木政策課	088(823)9815
富山県	土木部建設技術企画課	076(431)4111	福岡県	建築都市部建築指導課	092(651)1111
石川県	土木部監理課建設業振興グループ	076(225)1712	佐賀県	県土整備部建設・技術課	0952(25)7153
福井県	土木部土木管理課	0776(20)0470	長崎県	土木部監理課	095(894)3015
山梨県	県土整備部県土整備総務課建設業対策室	055(223)1843	熊本県	土木部監理課	096(333)2485
長野県	建設部建設政策課建設業担当	026(235)7314	大分県	土木建築部土木建築企画課	097(506)4516
岐阜県	県土整備部技術検査課	058(272)8504	宮崎県	県土整備部管理課	0985(26)7176
静岡県	交通基盤部建設業課	054(221)3057	鹿児島県	土木部監理課	099(286)3498
愛知県	都市・交通局都市総務課建設業・不動産業室	052(954)6502	沖縄県	土木建築部技術・建設業課	098(866)2374
三重県	県土整備部建設業課	059(224)2660			

<参考>

建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

（報告及び検査）

第31条 国土交通大臣は、建設業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2（略）

第42条の2 中小企業庁長官は、中小企業者である下請負人の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、元請負人若しくは下請負人に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に元請負人若しくは下請負人の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～4（略）

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

1～4（略）

5 第31条第1項、第41条の2第4項又は第42条の2第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

6 第31条第1項、第41条の2第4項又は第42条の2第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第53条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

1（略）

2 第50条又は前条 各本条の罰金刑